

公益社団法人熊本県観光連盟

インセンティブツアー及び教育旅行誘致のための支援実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は海外から熊本県を訪れるインセンティブツアー及び教育旅行（以下「ツアー等」という。）の誘致を目的として予算の範囲内でノベルティを提供することに関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) インセンティブツアー 企業等がその社員を対象として行う視察旅行、表彰旅行及び報奨旅行をいう。
- (2) 教育旅行 教育機関が教職員等の引率のもと教育課程の一環として行う旅行（修学旅行、校外学習、体験学習等）をいう。

第3条 ノベルティの提供の対象となるツアー等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国外から熊本県内を訪れるインセンティブツアー又は教育旅行であるもの。
- (2) 熊本県内での延べ宿泊者数が20人泊以上のもの。

2 前項の規定にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当するツアー等は支援対象外とする。

- (1) 宗教的及び政治的活動に関係しているもの。
- (2) 企業等で日常的に行われている出張。
- (3) その他、不適切と判断されるもの。

(提供の内容)

第4条 提供するノベルティは、オリジナルくまモングッズ（3点程度）とする。

(提供の申請)

第5条 ノベルティの提供を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、訪日予定2週間前までに次に掲げる書類を熊本県観光連盟会長に提出するものとする。

- (1) インセンティブツアー及び教育旅行支援提供申請書（書式第1号）

- (2) 実施計画書又は行程表
- (3) 参加者（予定者）名簿
- (4) その他会長が必要と認める書類

（提供の決定及び通知）

第6条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、提供することが適当と認めるときは、ノベルティの提供を決定し、インセンティブツアー及び教育旅行支援実施決定通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。なお、ノベルティの提供を決定しないときは、その旨及び理由を申請者に伝えるものとする。

（変更等）

第7条 申請者は、第5条によりノベルティの提供の決定を受けたツアー等を変更若しくは中止し、又は申請者の都合により提供を辞退する場合には、熊本県観光連盟に申し入れを行うものとする。

（取消等）

第8条 会長は、ノベルティの提供を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条に規定するノベルティの提供の決定を取り消すことができる。

- (1) 提供の対象となるインセンティブツアーを中止したとき、又は実施する見込みがなくなったとき。
- (2) 申請事項に虚偽の記載があったとき。
- (3) 不正、又は不誠実は行為があったとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別途定める。

附則

この要綱は、令和6年4月25日から施行する。